

諮問番号：諮問第 229 号

答申番号：答申第 229 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 令和 3 年 10 月 15 日に支給された収入は、就労収入であるため就労控除した保護費を支給すべきである。
- (2) 処分庁は「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第 8 の 4 の (1) の勤労収入の基礎控除の目的を「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の (2) のエの (イ) で打ち消し、恣意的な法解釈をしている。法律法令には適用すべき優先度（上位下位）があり、下位の運用事例集より上位の法を優先させなければならない。

日本国憲法は法で実施されて、その存在が国民に証明される。

法の実施機関が法律でない通達通知などの濫用で保護費の不支給や減額をすれば日本国憲法も法も空文になる。

生活は連続しており勤労日と法に基づく生活保護（以下「保護」という。）の申請日は同じ 9 月内であるため保護期間内に支給された給与は収入認定されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分における処分庁の判断過程に不合理な点はなく、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われており、違法又は不当な

点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人が退職後に得た給与（以下「最終給与」という。）における基礎控除について

審査請求人は、令和3年10月15日に支給された収入は、就労収入であるため就労控除した保護費を支給すべきであると主張している。

この主張は、次官通知第8の3の(1)のアの(イ)及び同(4)に基づき、審査請求人の最終給与から別表「基礎控除額表」に定める基礎控除やそれ以外の必要経費を控除するよう求めるものであると解される。

このことについて、基礎控除は、次官通知第8の3の(4)に基づき、保護の実施機関が、保護受給世帯の収入を認定する際に、被保護者の収入金額、居住地、同一世帯中で勤労収入等を得る者の数等によって定められた額を、届出がされた収入金額から控除する取扱いであり、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長と自立助長を図ろうとするものであるところ（最高裁第三小法廷平成30年12月18日判決・最高裁判所民事判例集72巻6号1158頁）、審査請求人は保護開始申請時点で退職しており、最終給与は過去の就労に伴い支給されたものであるから、審査請求人が最終給与を得た時点で、勤労に伴う生活需要の増加は生じていないものであるといえる。

また、福岡市中央福祉事務所の職員が審査請求人に対し交通費について尋ねたところ、経路を覚えていないと回答している。

そうであれば、処分庁が最終給与について、基礎控除やそれ以外の必要経費を控除せず、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)に基づき8,000円を超える額を収入として認定したことが不合理であるとはいえない。

2 本件処分による保護費の算定について

(1) 処分庁は、令和3年10月1日時点での、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費について、本件処分時点での審査請求人世帯の状況に令和3年9月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）を当てはめて算定しており、その算定には誤りがないものと認められる。

(2) 次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年10月分の収入認定額について審査請求人が処分庁に提出した通帳の写しから、令和3年10月11日に火災保険料の戻り10,620円及び同月15日に最終給与35,773円が振り込まれていることを福岡市中央福祉事務所の職員が確認した上で、法令や通知に則して認定したものと認められる。

(3) そして、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年10月分の保護費について、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額を減じて算定したものとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

(4) 以上のとおり、本件処分に係る保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知に則って適正に行われていると認められる。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年10月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年12月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、令和3年10月15日に支給された収入は就労収入であるため、就労控除すべきであると主張している。

次官通知第8の3の(1)のアでは、会社等に常用で勤務し、勤労（被用）収入を得ている者については、基本給、勤務地手当等の収入総額を認定することとされており、同(4)では、勤労（被用）収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」の額を認定することとされている。

そして、問答集第8の4の(1)によれば、基礎控除とは、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであるとされている。

本件についてこれをみると、審査請求人は保護開始申請時点で既に退職しており、審査請求人が最終給与を得た令和3年10月15日時点において、審査請求人は会社等に常

用で勤務している者には該当せず、また、勤労に伴って生活需要が増加しているとは認められない。

また、福岡市中央福祉事務所の職員が審査請求人に対し交通費について尋ねたところ、経路を覚えていないと回答しており、その他に必要経費として控除できるものは認められない。

したがって、処分庁が最終給与について、勤労（被用）収入ではなく、次官通知第8の3の(2)のエの「その他の収入」に該当するとし、8,000円を超える額について収入認定したことが不合理であるとはいえない。

また、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和3年10月分の保護費について、審査請求人世帯の状況に同年9月時点での保護基準を当てはめて算定した最低生活費から、法令や通知に則して認定した収入認定額を減じて算定したことが認められ、その算定には誤りがないものと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也